

平成28年9月5日

芽室町長 宮西 義憲 様

役場庁舎建設に関する調査特別委員会  
委員長 柴田 正博

芽室町役場庁舎建設基本計画に関する協議結果報告書  
貴職から協議を求められた標記計画について、これまで行った調査及び協議の結果を次のとおり報告します。

## 記

### 1 新庁舎の建設位置について

「芽室町役場庁舎建設基本構想」及び「芽室町役場庁舎建設基本計画策定に向けた提言書」等をもとに協議した結果、新庁舎の建設位置として望ましいとする意見があったのは、次の3地区であります。

- ・ A地区
- ・ C地区
- ・ E地区（芽室町役場庁舎建設基本構想における）

したがって、最終的な建設位置を上記3地区から採用し、次の点に考慮するよう意見を附します。

#### ○各地区共通事項

- ・ 2年前倒しのメリットである金利面等、財政的なシミュレーションを適切な時期に町民に示すこと。
- ・ 建築面積、階層など総合的な情報を適切な時期に町民に示すこと。
- ・ 機能に係る情報を適切な時期に町民に示すこと。
- ・ 来庁者のための駐車場の確保策を示すこと。
- ・ 職員駐車場の確保を考慮すること。
- ・ 現在地から移転する場合は、現在地を新たな商業地として活用するなど、移転後の土地利用の考えを適切な時期に町民に示すこと。
- ・ 国道等の幹線道路からアクセスを容易にするよう表示等に配慮すること。
- ・ 新たな人の流れ、コミュニティ創出の観点で、新庁舎は公民館、図書館との隣接場所にあること。
- ・ 他の公共施設との連携を考慮し、バランスの良い距離感であること。
- ・ 新庁舎建設位置が及ぼす人(利用者・職員)の流れに対する影響は、現時点では想定困難であることから、位置決定において重要な要件とすべきではない。
- ・ 現在地から移転する場合は、行政施設間の距離が近くなることに伴い、新庁舎内への全部署移転（窓口の一元化）にこだわる必要がなくなることから、建築床面積の縮小も考慮すべき。
- ・ 長期的にみて中心市街地に広い公共用地を残しておく必要性を検討すること。
- ・ 町民の意見を十分に尊重すること。

○A地区を建設位置として採用する場合

- ・利用者駐車場が庁舎の北側にならないよう、建物の構造及び配置には配慮すること。
- ・災害時の人・物の流れが機能的に働くよう建物配置を考慮すること。
- ・一時的な移転に伴うコストを抑制するよう工夫を行うこと。
- ・一時的な移転及び施工に伴う職員・住民の負担の軽減策を示すこと。

○C地区を建設位置として採用する場合

- ・隣接する特別養護老人ホームの居住環境に配慮すること。

○E地区を建設位置として採用する場合

- ・敷地が狭隘であるため、隣接する公共施設との位置関係に配慮すること。

## 2 議会機能について

別紙「議会機能に関する協議事項」のとおり。

## 別紙「議会機能に関する協議事項」

### ■基本的な考え方

- 「わかりやすく」「町民に開かれ」「行動する」議会として、議員席、執行部席ともに顔が見える傍聴席であること。
- 町民が足を運びやすく利用しやすいフロアであること。
- 議会開会中における議事のみならず、平時における多様な活用が可能であること。
- 議会 ICT 推進計画に則った整備を行うこと。

### ■基本的条件

- 議員数は現状の16人とする。
- 事務局職員数は現状の4人とする。
- 階層全体がユニバーサルデザインとするよう配慮する。

### ■具体的整備事項

#### 1 配置計画

##### ①配置

- ・本庁舎内合築とする。

##### ②階層

- ・最上階。ただし、必ずしも単一の階層を占有することを条件とするものではなく、空間として区分されている状態を含むものとする。

##### ③議事堂と同じ階とすることが望ましいもの

- ・監査委員室
  - ・農業委員会
- なお「町長室」・「副町長室」は議事堂の隣接階とする。

#### 2 議事堂について

##### (1) 議場

##### ①形状

- ・長方形又は正方形とする。

##### ②議場の多目的利用

- ・多目的利用（机・椅子可動）とする。

### ③形式

- ・対話型1（別紙参考図）に準じるものとする。

### ④床形状

- ・フラット方式とする。

### ⑤傍聴席数

- ・現状（ $10+12=22$ 席、 $37.75\text{ m}^2$ ）程度とする。

### ⑥バリアフリー化

次の設備について設置を要するものとする。

- 議場床を段床方式とした場合のスロープ
- 傍聴席車いすスペース
- 傍聴席車いすスペースへの机設置
- 傍聴席車いすスペースの机への難聴者用ヘッドホン整備
- 傍聴席椅子へのテーブル設置
- 傍聴席への入り口ドア形状は「引戸」

### ⑦議場の面積

- ・現状程度（ $128.25\text{ m}^2$ ）とする。

## (2) 委員会室

### ①室数

- ・2室（1室は全員協議会利用、1室は常任委員会・ミーティング利用を想定）とする。

### ②多目的利用

- ・会議室利用を可とする。

### ③構造

- ・間仕切りありとする。

### ④面積

- ・現状の面積の合計程度（第1・第2委員会室= $70.875\text{ m}^2+37.125\text{ m}^2$ ）とする。

## (3) 議員控室

### ①室数及び面積

- ・1室として現状の面積程度（ $86.625\text{ m}^2$ ）とする。

②配置（複数選択）

- ・議場に隣接及び委員会室に隣接していることが望ましい。

③その他

- ひとり一人の机・椅子を設置（電源コンセントを設置）
- 応接セットを設置（4人～6人席程度を1セット）
- 掲示板を設置

(4) 正副議長室

①同室または別室

- ・正副議長同室とする。

②面積

- ・現状程度（27 m<sup>2</sup>）とする。

③その他

- 書架を設置すること
- 応接セットを設置すること（4席程度）
- ロッカーを設置すること。
- 議場にアクセスしやすい配置であること

(5) 議会事務局執務室

①面積

- ・現状（36 m<sup>2</sup>）より1割程度拡大する。

②その他

- 給湯室に隣接している又は執務室内に給茶スペースがあること
- 応接セットを設置すること（4席程度を1セット）
- 「正副議長室」「応接室」に隣接していること
- 議場からアクセスしやすい配置であること
- 監査委員室とアクセスしやすい配置であること
- 総務課とアクセスしやすい配置であること

(6) 応接室

①室数及び面積

- ・1室として現状の面積程度（30.375 m<sup>2</sup>）とする。

②配置（複数選択）

- ・正副議長室に隣接及び事務局執務室に隣接していることが望ましい。

(7) 議会図書室

①配置

- ・議員控室に併設するものとする。  
ただし、傍聴者等の来庁者用の休憩スペースを兼ねる。

②その他

- 4人～6人程度が利用できるテーブル・椅子を設置
- 飲料の自動販売機または給茶機等を設置

(8) その他施設

①更衣室

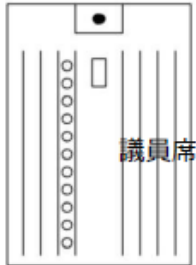
- ・議員控室にロッカーを設置することで可とする。

②喫煙室

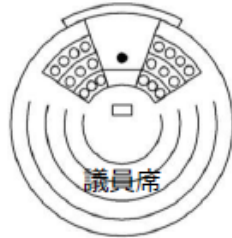
- ・不要とする。

(別紙 参考図)

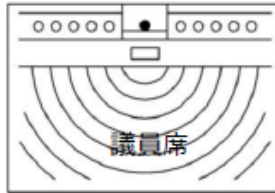
対話型 1  
イギリス式



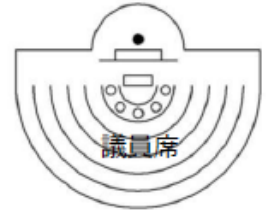
対話型 2  
民主主義



報告・質疑型  
日本の'国会'



演説型  
フランス式



凡例

- 議長席
- 執行部席
- 発言台